

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、  
その翌日とする)

## 目次

- ◇告 示 県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）  
開発行為に関する工事の完了（都市計画課）  
都市計画法第六十六条による告示（〃）
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

## 告 示

### 鳥取県告示第三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域農村活性化総合整備事業南大山地区農業用排水、農道整備及び区画整理）に係る土地改良事業計画

を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

### 二 縦覧に供する期間

平成五年一月二十日から二十日間

### 三 縦覧に供する場所

江府町役場及び溝口町役場

### 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第四十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年三月二十六日 鳥取県指令受米土維第四百四十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字堀川尻内

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市熊党二〇一―二

株式会社ジョージアンホームズ

代表取締役 尾島秀昭

鳥取県告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路路事業三・四・八号宮下十六本松線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 鳥取市秋里字上寺後、字出張、字宮ノ出口、字長町ノ

一、字松下及び字上水越並びに江津字大正地内

2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

平成五年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成五年一月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日時 平成五年一月二十二日（金） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

三 議題 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表

示に関する規程の一部改正について

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたとので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年一月十九日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	エキサイトジャック	株式会社ニューギン
〃	ジンジンルーレット	〃
〃	ドラキュラ城8	〃
〃	タイムボカン	豊丸産業株式会社
〃	ジャンククション8	〃
〃	一番出世	〃

〃	スームアップ7	奥村遊機株式会社
〃	フロンティアDX	〃
〃	ファミース	株式会社竹屋
〃	感動クイーンクラー	〃
〃	ピッキーチャンスI	株式会社三共
〃	リボルバーDI	株式会社大同
〃	メジャーリーグ	フルホン工業株式会社